

法務委員會議録 第十七号

昭和二十五年三月二十二日(水曜日)
午後二時三十九分開議

出席委員

委員長 花村 四郎君
理事 幸吉君 理事 北川 定務君
理事 高橋 英吉君 理事 猪俣 浩三君
佐藤 昌三君 松本 弘君
眞鍋 勝君 武藤 嘉一君
吉田 省三君 加藤 充君
三木 武夫君 世耕 弘一君

出席政府委員

法務政務次官 牧野 寛案君
検事(法制意見 第四局長) 野木 新一君
法務府事務官(矯正保護局長) 古橋浦四郎君

委員外の出席者

検事(検務局長) 宮下 明義君
刑事課長 村 教三君
専門員 小本 貞一君

本日の會議に付した事件

裁判所職員(の定員)に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)

裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)

少年院法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)(參議院送付)

少年法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)(參議院送付)

矯正保護作業の運営及び利用に関する法律案(内閣提出第八八号)

○花村委員長 これより會議を開きます。

本日はまず裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案及び裁判所法等の一部を改正する法律案を議題としたし、質疑の後討論採決に入ります。兩案について御質疑はありますか。

○加藤(充)委員 これに関連した質問を、前会も引続いてやつておりますが、問題になりまする涉外関係の裁判権について、最高裁判所の見解は一応明確にされたのでありますが、裁判権の有無にかかわらず、しかも日本と日本の檢察關係は、それを取調べ、あるいは調査にあたる、そうした権限はどうなつておるのかという点に、ついては、まだ檢察庁方面並びにそれに対する政府側の見解が明確にされておりませんので、前会に引き続きその点の答弁を承りたいと思ひます。

○宮下説明員 御承知のように、連合国人の犯した犯罪に対して、昭和二十一年の連合国最高司令官官憲七五六号、「刑事裁判権の行使に関する件」によりまして、日本裁判所の刑事裁判権の行使が制限されておることについては、すでに御承知のことと考へるものであります。この刑事裁判権の行使に関する件によつて制限をされておるものは、あくまで刑事裁判権の行使、言いかえますれば、有罪、無罪の決定をいたします審判手続に關して、制限を受けておるわけでありまして、その前段階であります捜査の段階においては、それよりもかなりゆるやかになつておりまして、どうしても必要

がある場合には、事情によりまして、日本の捜査権が働かざる余地のある解釈になり、そのような運用をいたしておるわけでありまして、さらにまた敷衍いたしますと、事情によりましては、現行犯の場合とか、あるいは非常に特殊な重大な事件でございまして、その地に連合国官憲が駐在いたしておりまけんような場合には、日本の捜査官憲が連合国人を逮捕することも認められておるのであります。また連合国人の所有いたします店舗等につきましては、犯罪捜査の対象が連合国人でない場合、言いかえますれば、ただ連合国人の名義を借りておるけれども、実際には日本人の営業である、あるいは日本人の犯罪を捜査するといふような場合には、その店舗あるいは住居等について、押収捜索等の強制捜査をすることが許されておるわけでありまして、従いまして有罪、無罪の審判手続に關する制限よりも、捜査段階の方がよりゆるやかな解釈、運用になつておるわけでございます。

○加藤(充)委員 関連してお尋ねいたしますが、本年の三月五日の毎日新聞には、台灣警察問題について、警察問題の真相、本社調査による警察の真相はこうだといつて、大分責任の持てるような記事が載つておるのであります。李鍾源が、元北支派遣軍司令官根本中将、そのほか吉川源三中将佐ら六名の日本人を伴つて二十四年の六月、宮崎果延岡港から出港した。二十四年の五月五日には、南多摩郡鶴川村熊ヶ

谷千四十五番地の根本中将の屋敷で、根本が「日本の独立保全のためには、中国で中共を抑えなくてはならぬ。今こそ国民党の危機を救うべき義務がある」といふようなことを言つておるのが載つておるのですが、こういうような記事が、新聞記者の責任の持てる記事として報道されたときに、処罰はできなくても、少くともこれに對して日本の政府は、取調べたり逮捕なりできる権限をお持ちだと思ひますが、その点はいかがですか。

○宮下説明員 台湾人、おしなべまして中国人に對して、犯罪捜査権あるいは刑事裁判権がどうなつてゐるかという点につきましては、昭和二十二年二月二十五日に、中国人の登録に關する覚書が申します連合国最高司令官の覚書が送られ、それによつて取扱ひをいたしておるのであります。

○加藤(充)委員 いや、私は根本中将のことを聞いておるのであつて、中国人のことをここで聞いておるのではな

い。○宮下説明員 第三国人、連合国人に關する御質問の趣旨ではないのでございませうか。○加藤(充)委員 それに関連して、それではどういふ涉外關係があるけれども、根本中將は押えられはするはずだといふのが私の見解なのであります。これについての御意見を承りました。

查あるいは刑事裁判権について制限は受けておりません。従ひまして犯罪捜査をしようとするれば、何ら制限はないはずでございます。

○加藤(充)委員 根本中將はその後日本へ歸つて来ていないようですから、調べたくてもつかまへる方法がなさそうに思ひますが、同様の記事はさらに次のごとく続いている。六月二十六日長崎針尾の收容所にて送還される中国人不法入国者九名と、李鍾源氏、根本氏、吉川氏ほか五名の日本人が長崎果延岡港から第一捷進丸で出航したものである。これは警察に依つて台灣に渡り、そして歸つて来た吉川元中佐がどうしてしてやあゝと出航できて行けるのか。また吉川中佐が歸つて来たのに、政府はこれを逮捕しようとなさらない。権限内ならなぜ逮捕なさらないのか、そういうこともおわかりだつたらお聞きしたい。

○宮下説明員 日本に居留しております者が、連合国最高司令官の許可を得ませんで、日本からみだりに出港いたしましたり、あるいは許可を得ないで日本に歸來いたしましたれば、最高司令官の覚書の違反でありまして、勅令三一七号違反を構成するものと考へる次第であります。御質問の点につきましては、前にこの委員会が法務總裁が御答弁申し上げましたように、政令違反ではあるが、その關係について一応御了承を願ひたいという答弁を、

法務総裁からいたしてごさいますので、たしか加藤委員もその答弁をお聞きになったのではないかと承知しておりますが、それで御了承願いたいと思ひます。

○加藤(充)委員 渉外関係になる前に逮捕しなかつたことについて、私も植田さんがきよう来ないから、植田さんに話をするわけに行きませんです。が、渉外関係になつたからどうにもならないというの逃げ口上で、私も政府の責任の懈怠、あるいは故意に渉外関係だといふようなことでぼやかしておつて、さういふものを奨励しておるのではないか、さういふことを疑うに十分な根拠があるから、さういふことを聞いておる。この三月五日の毎日新聞の記事を、あなたも読んでおると思ふけれども、今しばらく念のために紹介したいと思ふので、すが吉川中佐の談話は、吉川と照尾と中尾は厦門から中国の塩船に便乗して、九月二十一日門司に入港帰国した。根本中將ほか三名は現地に就つて、後に台湾に渡つたらしい。帰国にあつては、これは吉川ですが、湯將軍から百万円をもらつて来た、さういふふなことも言つておるのです。こんなものが渉外関係になる前に、長い間さういふことをやつて来ておることは、この前の質問でもわかつておるうちに、スパイを放つて培養してやつておる特務局、あるいは法務府、日本の政府には、こんないけいけやあゝと、長崎果針尾の收容所に收容した中国人の不法入国者九名と一緒に渡つておることが知れないわけはない。また門司に堂々と入国して来るようなものは、渉外関係になる前に、日本の政府はみ

ずから自主的にこれを逮捕し、あるいは取調べはできないわけはないと思ふ。さういふふなことが公然と行われておることは、日本政府の責任は私は重大なものであると思ふから聞いておるのです。渉外関係に渡つてしまつたから責任解除だといふのではなしに、さういふふなものをさういふうちに取締るのか、さういふふなやつておるのか、やつていないではないか。さういふことを私は聞きたいので、もしおやりになつておるならば、さういふことについてさこまでタッチしたければ逃がれた、あるいは帰つて来た者をつかまえておると思つて、さういふ配置したけれども、遂に逮捕に至らなかつた。その間に渉外関係になつてしまつたんだといふことを、責任ある御回答を願ひたいと思ふのであります。

○宮下説明員 吉川元中佐を特務局が取調べをしたことは承知いたしております。私の所管外でありますから、最前の答弁以上申し上げることはできません。

○加藤(充)委員 それではさういふことはどうです。去る二月に吉川元中佐が百万円をもらつて来たと言ひ、湯恩伯の命令で、台湾から三人の中国人が日本に密航して来て、日本の海岸で逮捕された。密輸の目的だと言ひけれども、その中には台湾に行く飛行機乗りだとか何とかいふ募集の意図が隠されていたといふことがわかれておるのですが、さういふ事実は、政府としては御存じですか。

○宮下説明員 所管外でありまして、存じておりません。

○加藤(充)委員 それでは政府委員の牧野君にひとつ御答弁を願ひたい。

○牧野政府委員 ただいまの問題であります。御承知の通り新刑事訴訟法は、現行犯以外において逮捕する場合に、相当のやうな証拠がなければならぬので、さういふ新聞記事が出たからといひまして、ただちにそれによつて逮捕するといふようなことはでき得ない立場になつておるのであります。それで特務局におきまして、その関係につきましては、鋭意調査いたしておることは宮下説明員の言われた通りであります。その結果の処分につきまして、私はまだ聞いておりませんので、ここに申し上げることはできません。が、加藤委員の申されるやうに、それがあつて奨励しておるのではないかとさういふ事実はさらないのであります。やはり処罰すべきものは処罰いたしております。さうしてこの事件が渉外関係にまわる前になぜやらめかといふやうなお話であります。根本的にこの問題は、やはり渉外関係に最初から関連のあるものでありまして、やはり向うと折衝をいたして処罰等につきましてもいたさなければならぬ問題であると思ふのであります。

○加藤(充)委員 それではもう一つ、これは確めてもらいたいのでお聞きしますが、これも元軍人の櫻井憲太郎の手によつて、台湾あるいは国民党の中国の戦争の中へ入つて行く者が、鹿児島で五百人待機してゐるとか、あるいはすでに出発したといふようなことがいわれておりますが、さういふことは、政府として関知いたしておりますか。

○牧野政府委員 どういうところからさういふふなことをお聞きになつたか知りませんが、私としては存じておりません。

○加藤(充)委員 それはここに三月十七日の日本新聞の夕刊に出ておりました、これはどう仰々しい写真入りの問題であるのに政府が関知しないといふことになりまして、それだけでもたいへんな失態だと思ふのですが、それはさうおきまして、三月十六日の天声人語欄にはさういふことが言われております。日本が戦争を放棄したのは、まず自分では絶対に戦争をしないという建前であることもろんだが、といつて外国で幾ら戦争があつてもよいといふことではないはずだ。国際的平和なくして、どうして日本のみ平和国家たり得ようか。これは自明の理である輸出の振興なしに国民生活が成り立たぬことは言ふまでもないが、それは何を輸出してもよいといふことではなくして、やはり国際平和の中に寄与するやうな、それに危険を与えるやうな軍需資材等の輸出といふものは考慮しなければならぬ。さういふことを新聞人が正しく天声人語欄で指摘しておるのであります。また中国の新聞の新華社は、三月二日に、中国に対する空爆

が、日本人を含めて国民党と外国人との共同計画によつてなされてゐることを非難して「中国爆撃の典型は、飛行機はアメリカ製、爆撃機はアメリカ製、飛行士と爆撃手はアメリカ人、一部日本人である」と云々、さういふことを言つておりました。また本日、各法務委員の手配に配付されたのとも思ひますが、留日華僑総会会長の林炳松氏から、台湾募兵問題に關連して要求書が届けられておりました。その一部の趣旨は、旧日本軍人等一部の日本人が中国に密航し、中国の国内戦争に参加してゐる事実があることが、昨年来内外の通信社、新聞社によつて報ぜられております。私どもの見解によれば、これら一部日本人の行為は、人類の輿智と長期にわたる努力の結果打ち建てられた民族自決の偉大な原則をふみにじるものであるとともに、民主的平和国家の再建に努力しつつある大多数日本国民の善意を無にするものであります。だからさういふふな台湾募兵に應じたり、民族独立の問題に武力で干渉して行くといふものについては、この日本政府も一応の職責を十分に果たすべきであるといふこと、それで裁判権がないからしかたがないといふのでありましてさういふけれども、日本政府に対する要求書として、吉川元中佐のことを嚴重に処罰するなり、あるいは逮捕して取調べよといふやうなことが要求されておるやうであります。私もさういふことを構へるためにさういふこと言ふのではないとして、天声人語にもまさしくありましたやうに、今講和の問題とか、日本を民主的に再建するとか、さういふことよりも何よりも、まず最近の不景氣の問題で、やはり全面講和を要望し、中共との

貿易なんかを切望している中小企業者は多いのですが、政府の至らざる処置、あるいは一部外人記者の報道しているところによりますと、日本の政府がこういうような取締りをサボタージュし、むしろ逆にそういうようなことを保護、奨励しておると解されてもいたし方がないことばかりやつていくというところは、日本人としてひとしく真剣に憂えてみなければならぬ問題であると思ふ。こういうふうなことをいやくも簡単に渉外関係一般の中に埋没させてしまつて、この取調べ、あるいは責任を世界に対して明確にしないと、日本はどうなつて行くのか、私どもは真剣にこれを憂えるから、あえてこの質問をくだくするのですが、どうも聞知してないとか、いまだ調べてないとか、あまい模範とした御答弁しかいただけないのはまことに残念ですけれども、私はこの次にはつきりした答弁と責任の所在のことを、共産党の一加藤に答弁するのではなく、あなたの方のこの委員会における答弁は全世界の、ましてこういうような要求書を出している隣邦の中国の華僑の諸君に対する答弁だといふふうに心得て、ひとつ責任のある明確な回答を与えてほしいことを強く要望いたします。きょうは、私これ以上知らないという者とのれんの擁護の質疑を重ねたところでしかたがありませんから、これでやめます。

○牧野政府委員 加藤委員からただいま言われました天声人語におけるところの戦争放棄、世界平和に対するところのお話は、われ／＼といたしましては同感であります。なぜ密航した人間を処罰しないかというふうなお話であります。

りますが、密航者というふうな法令に違反した者に対しては、過般法務総裁が言われました通りに、断固として処罰する方針をもつてやつております。吉川中佐の問題ですが、これは特務局においても相当調べておることでありまして、それらの結果のいかであるかというところは渉外関係にもわたることでありまして、われ／＼としましては聞知することはでき得ないのであります。

○花村委員長 両案について御質疑はあります。ほかに御質疑がなければ、まず裁判所職員の見解について討論に入りまします。討論の通告がありますからこれを許します。加藤充君。

○加藤充君 簡単に申し上げます。裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由書を見させていただきますと、聞捨てたらないことが改正の理由になつておると思ふのであります。前文を省略いたしますが、現下の社会的経済的増加を反映して、これらの事件が予想外の増加を示し、昨年中における全国家庭裁判所の云々というふうなことを言つておられますが、私はなぜ聞捨てたらないかと申し上げるかとすれば、予想外の増加を示していることではあります。犯罪あるいはその他不良少年、こういうふうなものがたくさんふえるといふことは、これは当然に予想しなければならぬ問題であると思ふ。こういうふうな問題は、あの一家心中も予想外であり、一家心中などするものは、ただあつてはたばたするく少数の者にしかすぎないといふことを、池田蔵相の失言といふことよりも、その本質

を發揮させたばた放言の中に現われておると思ひますが安定した安定したといふようなこの時局の見方、あるいは人民生活の見方、あるいは日本経済のあり方の認識、こういうふうなものの中から、予想外に増加したなどといふことは、予断外に増加したなど、これは政治家としては致命的欠格を暴露したといふようなことになつて参る言葉が出ておるのだと思ふのであります。大体においてこれほど苛烈な不景気政策、中小業者の破産や、あるいは労働者諸君に対する首切りや、低賃金あるいは農民の天くだりの割当押しつけ、べらぼうな低い値段の供出強行、またこの売つて損、買つて損の、いわゆる最近では滞貨で有名になつて来てしまつた根本原因になつておるあの強行輸入と飢餓輸出のこの荒唐な貿易、あるいは外資導入の政策、こういうふうなものがあるれば、今の程度に行き詰まりは予想外の増加でなくして、今ぐらゐの治安のこの問題は当然なものであつて、まだ内論であります。これをもし予断外の増加だといつてはいはしやあ／＼と手を上げておるといふことは、もつてのほかだと思ふのであります。しかもこのことを正しくはつきりと言わなくても、大方のことを予言したいわゆる三月危機の蜂川長官を首にしてしまつた。こういうことが職員の定員を増員するといふような根本の理由になつておる。こういうことについては、私は断固としてその無責任とその策の當を得ていないといふことから反対せざるを得ない。こういうふうな弾圧機關を拡充し、しかもその内容たるや、高級高額の特権官僚をふやして行く、こういうことばかりで、いわゆる

を防犯の根本的対策といふようなことを考へぬのはもつてのほかのさか立ち政策であると思ふ。なるほどこの中には少年保護司の制度を改めて、少年調査官にするとか、あるいは少年調査官を置くとかいふようなことを言つておつたり、いろいろ／＼なことを言つておられますけれども、これは根本的対策を誤つたものであり、しかも基本的な政策、政治が間違つておるためにこういうふうになつて来たものに対して、その根本を改めることなしに、無批判にいけしやあしやあとしてそれに乗じて、弾圧機關を増強して行く、まさにファショへの政治、官僚独善政治へのこのやり方を逆手にこれを利用して弾圧機關の増強のために使つておるやうなことにしては、わが党としては、これはたれしも同じだと思ひますが、まづ先に反対しなければならぬものであると確信いたします。そういう意味合いにおきまして、私もまただいま問題になりましたこの裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案に反対を表明するものであります。

○北川委員 自由党を代表いたしまして、裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案に反対を表明するものであります。

○北川委員 自由党を代表いたしまして、裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案に反対を表明するものであります。

としてその完遂を期すること、もとより当然であると思ふのであります。かような見地からいたしまして、本法の改正につきまして賛意を表するものであります。

○花村委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。本家に賛成の方の御起立をお願いいたします。

○花村委員長 起立多数。よつて本家は原案の通り可決いたしました。次に裁判所法等の一部を改正する法律案について討論に入ります。討論の通告がありますからこれを許します。北川定務君。

○北川委員 自由党を代表いたしまして、本案に対して賛意を表するものであります。問題となりましますのは、第七十一條の二の警察官等の派出要求に関する規定であります。この規定をもつて裁判所の権限を著しく擴大し、ひいては裁判の尊厳を冒瀆し、裁判の独立を害するといふ説をなしておられるのであります。おおよそ裁判は秩序ある裁判でなければならぬのであります。そして現状から見まして、訴訟法の定むところの法廷警察権法廷指揮権のみをもつてしては十分の場合が多々あるのであります。本家の規定しておるがごとく、特殊の場合には裁判長及び裁判官は警察官の派出を要求して、法廷の秩序を維持することが必要であると思ふのであります。この規定につきましては、弁護士会におきましても異議があるようではありません。この規定の実施につきましては、十分なる考慮が払われることが必要と存するのであります。さうな

意味におきまして、本案に對しまして賛意を表するものであります。

○花村委員長 猪俣浩三君。

○猪俣委員 社会党を代表いたしました意見を申し述べます。本案につきましては賛成をいたします。但しそこには條件があるであります。それはこの本案につきましてもいろいろの疑惑、心配があることは、本委員会におきます質疑応答によつてもわかるのであります。法廷が警察官によつて包圍されて、審理を受ける者に何らかの威圧を加えるような空気に相なりますと、公正厳正になすべき裁判がその威圧の空気に押されて進められるということ、真実発見の妨げになるようなことも考え得られるのであります。裁判所の威信を保つその道はあくまで公正、あくまで厳肅に、しかもそこには自由なる立場におきましての審理が完成されるということが重大な問題でありますから、さような裁判の本旨にそむかざることにつきましては、この実施に當る方は千慮万慮していただきたいと思つてあります。最高裁判所におきまして何らかのルールをおつくりいただいて、今われわれが危惧いたしますことが発生しないようにお願いいたしたい。ことに地方あたりの裁判官の中には、警察官をして護衛させることをもつて、かえつて自分の威信を示す手段なりと誤解をせぬとも限らぬ憂いがあるものであります。ゆゑに、さような点につきましては、十二分なる御配慮をお願いしたいと思います。さような御配慮をお願いすることを條件といたしまして、私は本案に賛成をいたすものであります。

なお一言付言いたしたいことは、こ

の裁判所法等の一部を改正する法律案の中に、弁護士法第五條第二号中の「裁判所書記官」を「裁判所書記官」に改定する法律案の中に、弁護士法の改正が含まれておるのであります。この弁護士法の改正それ自体は意見がありません。大したことではないのであります。養護はいたしますけれども、これは御承知の通り、本法律委員会の主として立案に當り、国会の議員提出立法として通過しておる法律であります。かような趣旨の法律につきまして、これが改正を政府が企てらるる際には、常識をいたしまして弁護士会なり、あるいはことに本委員会にあらかじめお打合せなさつて提案することが当然だろうと思つてあります。何らさような相談なしに、議員立法をいたすに政府がかつてに改正案を突如として出すというやうなそのやり方につきましては、不満を表明いたします。これはこんな簡単なことであるからいいやうなもの、もしかやうな慣習ができますと、ここにおもしろからざる傾向が生じて来ると思つてあります。かような点につきましては十二分なる御注意をお願いいたします。これは提案者の反省を促します。以上私は本案の趣旨それ自体には賛成を表明いたします。

○花村委員長 加藤充君。

○加藤充委員 日本共産党の意見を申し上げます。裁判所法等の一部を改正する法律案は、第一は裁判所書記官研修所を置くというやうなこと、第二には少年保護司の制度を改めて少年調査官、少年調査官補を置くというやうなこと、そのほか第三の法廷の秩序

維持に關して裁判長、裁判官の警備官派遣要求権を認めるという三つの点についてですが、第一、第二の点については、さきにも別の法案に対する意見のときに申し上げましたように、研修所を置いたり、あるいは保護司の名前をかえてみたりするやうなことは根本的な対策になつておらぬ。根本的な対策をやることを怠り、そういうこととはたなにならぬおつても、これはだめだということ、私は反対いたしますが、第三の問題については少し述べてみたいと思つてあります。

それで大體現行法において七十一條、七十二條、七十三條のほかに、法廷秩序の維持のために七十一條の二をあらためて附加し、七十三條を強化改正するといふことがあつて思つてあります。この点については日本弁護士連合会からも意見があらわれましたから、この法案の設置に反對する理由についてはここで申し上げませんが、大體民主的な裁判をやつて行く、そしてその裁判によつて人権が保障されなければならぬという見地からいへば、こういう規定の改正はやらなくてはならぬ、やむを得ないばかりじゃなしに、こういうことを強化してはならぬ。この改正案のやうな改正をやつてはならぬのだという要請が、われわれはあることをわかきまなければならないと思つてあります。しかるにもかかわりませうという改正案を出して来ますほんとうの意圖といふものは、いわゆる法廷公開の原則、憲法八十二條とか、それから法廷における各人の自由の陳述とか、これは憲法三十八條、刑訴法三百

十一條、三百一十一條、三百十九條等々に出ておりますが、こういうものを制限し、私はさらに進んでこういうものを無視して押し殺してしまふ、こういう意圖が含まれておるといふことを見届けないわけにはいかないのであります。法廷の秩序が一二の例で多少ノルマルな状態であり得なかつたことは、不幸な事実があるやうでありますけれども、それからまた私もさういふ場面の経験を多少持ちますけれども、さういふやうな秩序のノルマルさが多少好ましくない程度にゆがめられたといふやうな事柄の根本原因を探りますれば、何といつてもあの有名な、裁判所は化けじやないかと言われた警句なり言葉があります。何制度が新しい言葉があらましても、依然としてその席にすわつてその職を補完しておられますのは、依然として化石的な考え方を持つた判事であり人間であります。従つてやはり警察政治と結びついた、あの菊の御紋章をいだいて、天皇の名において裁判したあの昔の夢がさう理想のありなつかしく感じた連中が、天皇制制度の裁判といふものを今の世にも強化して行こうとする、こういうやうなやり方に対して、それじや言へばきこも言えないじやないか、それじやおれが警察でいじめられた通りで、何も公判廷に來たかいないじやないかといふやうな問題が出て参ります。こういうやうなことが多少混亂を惹起した根本の原因であるといふことはあまりにも明確な事柄であります。こういう状態にありますが、それに替り口しまして七十一條の二を加へ、七十三條の罰則を改正しようとする、これは昔の通り菊の御紋章をいだき、天

皇の名において裁判するあのやり方を歴史的に、今度はたれが何といつても法律がさういふやうにできたといふことで、法的に合理化し、せめて新しくでき上つた裁判の制度を、司法権による人権の保障制度と逆行させ、旧憲法のところを持つて来る重大なる意圖であり、さういふやうなことを意圖するといふことにかかわらず、さういふ重大な結果をこの改正によつてもたらすといふことをここで指摘しなければならぬと思つてあります。しかも改正理由の中には、従来明治十四年の大政官達第八十六号が存したのであります。言葉の上ではなるほど存したといふのであります。前のことではあります。存するのでありますといふことは書かれていない。私は言葉のあげつらいをいたすわけではありませぬけれども、こゝらあたりに明治十四年かの大政官達第八十六号を持つて来て、この制度の合理化をやろうとした根本の意圖があると思つて、この大政官達なるものは、すでに資料として配付を受けたした審判の中にも明らかであります。旧裁判所構成法廃止の今日においては、はなはだ穩当ならざる議と存せられ候のなしろものであると思つてあります。どういふやうな大政官達とかがいふやうななごびの生えたちよんまげは、憲法が制定されたときに、もうすでに意識されて排除されたものと解さなければならぬと思つてあります。私は改正理由がこの法例の復活の必要を強調するに至つておるところに、この改正の意圖を率直に正直に暴露しておるものであり、まことにひどすぎる

と思うのであります。私は實際問題として、裁判所の武装された警官の配置が、事前的に一般的に常設的に、しかも多数の武装警官を配置した狭い法廷の内外、傍聴人も公開の法廷に入ることをやむを得ず制限せられざるを得なくなり、あるいはまたそれに意識的に多少の遠慮を感ずるようになり、こうして隔離された、警察官、裁判官、検察官、そういうものに包圍された狭い法廷の中に、現在の裁判所の法廷の構造がそうありますが、その中にぼつんと隔離されて置かれた被告人、あるいはまたその事件に関連する証人その他のものがどういふ情景にあり、どういふ心境にあるか、ちよつとそれだけの情景をしるだけで私は結果はまことに明瞭だと思ふのであります。こうなればもう昔のお白州とまづたく同じであります。お白州の再現であります。検察庁の方針通りの判決をつくり出すこと、またつくり出さなければならぬ、そういう結論になつて来るようなところにすべての状態を追いつ込んで行く、これほど新しい憲法のもとでひどい人権蹂躪があるか、私はまことに残念なものであると思ふのであります。しかもそういうことは被告人の立場に立てばもちろんそうであり、事件関係人の立場に立てばそうであり、検察庁の行政権がこしらえた、要するところの出した結論を、裁判所に強行的にこれを押し込み、結局においては独立すべき司法権を行政権の制圧のもとにこれを置かんとする、置いてしまふ結果になるのであります。こゝろいうふうな三権の分立が乱れてしまつた、また乱すやうな制度あるいは法律

案の改正というものは、まことに反動的なものがあることを恐れなければならぬと思ふのであります。それで私の反対の理由は以上で盡きますが、これは一面であり、一半にすぎないのであります。先ほど法務委員会を通過いたしましたこの法案に、いたしましても、弾圧機構を強化並進する。こゝろいうようなことによつて差迫つた生活の逼迫や、社会不安の中から出て来るやむを得ない社会悪としての犯罪的な現象、あるいはさらに進んで、その社会悪を政治的な、社会的な運動によつてこれを除去して行くという民主的な、人民的な国民運動すらも、これを弾圧機構の拡充によつて押えつけてしまつて、責任をたな上げして行くやうな意図は、一方面的にきわめて露骨でありまして、本法案はその全体的なものの一つの現われにしかすぎないのであります。でありますから、私もほそほそいう意味から、この法案に反対をしなければならぬものであります。

○花村委員長 討論はこれにて終局いたしました。これより採決に入ります。本案に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○花村委員長 起立多数、よつて本法案は原案の通り可決いたしました。この際お諮りいたします。本案に関する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○花村委員長 御異議なければさうにとりかはります。

○花村委員長 次に、矯正保護作業の

運営及び利用に関する法律案について質疑に入ります。質疑の通告がありまゝから、これを許します。猪俣浩三君。

○猪俣委員 本案に関する直接の質疑ではありませんが、古橋局長がおいでになつておりますから、きよう私のところの陳情書が法務委員長あてに参つておりまして、委員長には先刻提出したのであります。

それは横濱市保土ヶ谷の岩井町に小年保護鑑別所を設置する計画がありである。これにつきまして保土ヶ谷区民大会が開かれまして、反対の決議をして陳情に参つておるのであります。

その陳情の理由は、この法務府で設置しようとするところの少年保護鑑別所は、東海道線保土ヶ谷駅の真向にある敷地である。ところが昭和二十五年に於いては、市電の保土ヶ谷駅の終点と弘明寺をつなぐ市電軌道敷設の計画があつて、保土ヶ谷駅前の発展が必然に予想せられ、そうして将来同所の街路は、都市計画によつて幅員が拡張せられる結果、人家の立退き先として該敷地が最も附近にある関係上、移転を予想される土地である。人家が移転しないとしても、交通機関の輻輳する駅前における避難場所としての小公園として必要である等によつて、少年保護鑑別所を設置したとすると、将来駅前の発展の非常に障害に相なる。なおまた少年の保護鑑別には不適当な土地であつて、東海道線、市電、市バス等の交通機関の輻輳する喧騒な場所であるから、少年に安静な精神的な影響を与える場所じやないといふことが理由になつておるのであります。そこで法務府がこゝろいう駅前というやうなところを選定なさつた何かの

根拠があるか。及びこの区民の人たちは、他に適當な候補地も選定して法務府に提供するという決意さえも持つておるのであるが、他に移転するところの意思があるかないか。なおこの敷地の買収問題その他については、まつたく区民は遠慮に水であつて、全然関知しない。刑務所の囚人らしい人たちが来て地ならしをしてるので、何をしてくるのかといふことから、これがわかつた。事前に自治機関にも、また住民にも何らの話がなく、突然こゝろに地ならしを始めた。そういうことは、どうも民主的なやり方じやないといふ非難もあるものであります。そこでこれら事情につきましての御説明をお願いいたします。

○古橋政府委員 横濱少年保護鑑別所の設置につきまして、保土ヶ谷の地元の住民の方々から御反対の声が上がりましたことにつきましては、当局としてまことに遺憾に思つておるのでございまして、実はこの少年保護鑑別所ができましたから、保土ヶ谷のあの土地を決定いたしましたのでございまして、現地の非常な努力あつたのでございまして、ただいま猪俣委員からいろいろ御質問がございまして、その事情を加えて一応御説明したのであります。昨年一月から施行せられました新少年法、新少年院法によりまして、全国四十九箇所にこの種の施設が設置せられることになつたのであります。横濱におきましては、横濱の視察所長、鑑別所長が責任をもちまして、その土地の選定並びに建設に盡力して参つたのでございまして、実は昨年一月ごろから引続き、この土地の選定に奔走いたしました。前後九箇所を候補地としていろいろ交渉をしたのでございしますが、そのい

ずれも地主の不承諾であるとか、あるいは敷地が不十分であるとか、土地が狭い、あるいは非常に不便なところであるといふやうな、いろいろ事情がございまして、結局問題の保土ヶ谷のこの土地に決定いたしましたのが、本年の一月ごろでございまして、もつとも昨年ごろから、これも候補地としてその選に出て参りましたので、地元関係者が地主との交渉あるいはその一部の方々との話し合いを進めて参つたのでございまして、さうな次第でございまして、実はこの獲得いたしました土地も、現在におきましてはほかに適當なる土地がない。ただいま御指摘になりましたやうな点におきまして、多少不十分な点もございするけれども、ほかに土地がないといふぎりぎり、このところになつておるのであります。今年の二、三月ごろになりまして、地元の住民の方々から反対の声が上がりました。そのことを現地から報告がありまして、私どもの局から二回にわたりました。所管課長が参り、現地の方々にあつた参つたのでございまして、しかしほかに解決の方法がなく、結局その土地に建築するほかにないやうにたゞいま考へて、その方針で進んでおるのでございまして、この土地は、ただいま御質問にございしましたように、保土ヶ谷の駅の前のところに當つておるのでございするけれども、じかにその土地はさほど繁華なところではありませんが、付近の人家も非常に稠密といふ土地ではございせん。路面から引込んでございせん、そうしてまた都市計画の話もございしましたが、これは都市計画の線から離れておりまする

かならぬものでございます。そうしてそのものに對して、ただ公共に奉仕するような仕事を与えるという点にあるだけでございまして、その作業を保護するというような趣旨ではないわけでございます。

○松本委員 もう一つお聞いします。が、現在の設備はほとんど官署、公共団体等の仕事の一割も占めないというような今の答弁ですが、そうすると、将来拡張をするというような計画は持つておられないのですか。どういふことになつておりますか。

○古橋政府委員 刑務所は戦争の災害によりまして非常な打撃を受けまして、戦前有しておりました施設の約三分の一の施設を失つたのでございます。そうしてその後刑務所が漸次復興いたすにつれて、逐次今まで失いました作業の用具なども補充しておるのでございまして、そういうような意味におきまして、今日においても多少の復旧はいたすわけでございます。

○花村委員長 ほかに御質疑はありますか。

○花村委員長 ほかに御質疑がなければ、次に少年法の一部を改正する法律案及び少年院法の一部を改正する法律案、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の三案を一括議題といたします。

御質疑はありませんか。——ほかに御質疑がなければ、次会において三案につき討論、採決に入りたいと存じますから、さよう御了承を願います。本日はこの程度といたし、次会は二十五日土曜日午後一時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十五分散会

〔参照〕

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案に関する報告書
裁判所法等の一部を改正する法律案に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年四月三日印刷

昭和二十五年四月四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所